

裁判員経験者の意見交換会

- 1 日時 平成30年11月28日（水）午後3時から午後5時まで
- 2 場所 東京地方裁判所第2会議室
- 3 参加者等

司会者 永 渕 健 一（東京地方裁判所刑事部部総括判事）

裁判官 石 田 寿 一（東京地方裁判所刑事部判事）

検察官 宮 地 裕 美（東京地方検察庁公判部副部長）

検察官 村 上 史 祥（東京地方検察庁公判部検事）

検察官 金 谷 梨 紗（東京地方検察庁公判部検事）

弁護士 牧 野 茂（第二東京弁護士会所属）

弁護士 諸 橋 仁 智（東京弁護士会所属）

弁護士 野 田 聖 子（第一東京弁護士会所属）

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

本日は、お忙しい中、裁判員経験者の8名の方に意見交換会にお集まりいただきました。どうもありがとうございます。私は、今日の司会を務めます東京地裁の刑事4部の永渕と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、この意見交換会のテーマとして「分かりやすい審理」というテーマを設定させていただきました。要は、裁判員裁判における評議をより良いものにしていくために、評議の前提となる公判での審理について、どのようなことを考えていかなければいけないか、実際に裁判員裁判を経験された皆様の御意見を伺って、我々法律家が引き続き改善なり工夫なりを考えていくヒントにさせていただきたいという趣旨であります。

もう少し敷衍いたしますと、評議は6人の裁判員の皆さんと職業裁判官3人とが一つのチームを形成して、チームとして被告人が起訴されている事実

について有罪かどうか、仮に有罪だとすればどのような刑を科すのが相当かという量刑、この二つを決めていくということになるわけです。チームで結論を出すわけですから、チームのメンバーが自由闊達に意見交換をしなければ意味がない。ですので、その前提としてチームのメンバーそれぞれが、今回の事件がどういう事件で、どういうところが争点で、どんな証拠があったのかといったことを正しく理解をし、そして自分なりの結論というか方向性というか、そういうものを持てることが必要なだろうと、そうしないと自由闊達な意見は交換できないのだろうと考えるわけです。評議の前提となる公判、今、実際に行われている公判での審理というものが果たしてそういった要請を十分に満たしたものになっているかどうか、そのような問題意識で今日はお話を伺いたいと考えております。

御意見を伺うに当たりましては、いわゆる評議の秘密、すなわち評議室でどんな話がされていたかといった具体的な内容については差し控えていただくこととなります。皆さんがどんな場面でどんなことを感じ、あるいは考えたかについて御紹介をいただければと思います。もちろん法廷でのことはもうオープンになっている話ですので、秘密にさせていただく必要はございませんので、お話しいただいて結構です。

今日の進行については、まず最初に、皆さんが御経験になった事件、それぞれどのような事件を担当されたのかということを中心に私から御紹介を差し上げた上で、順次アイスブレイクも兼ねて評議についての全般的な御感想を伺っていきたいと思います。そして、2番目に、評議そのものの実情について幾つかの視点からやや突っ込んだ具体的なお話を伺いたいと考えております。そういった評議の実情を踏まえまして、では、なぜそんなふうな評議になったのだろうということを、少し時間を巻き戻して公判での審理の方に話を向けていって、この公判の審理というのは冒頭陳述、証拠調べ、論告、弁論という形で進むと思いますけれども、それぞれの手続が裁判員の皆さん

に分かりやすいものとなっていたのかどうか、先ほど申し上げたように、どんな事件で何が争点でどんな裏付けが出てきたんだろう、そういったことをきちんと理解できて、皆さん御自身がその事件の方向性、結論についてある程度見通しが立てられるような審理になっていたのかどうかという辺りについてお感じになったことを伺っていきたくて考えております。お気づきになったこと、お感じになったことを思い出していただいて、是非忌憚のない御意見をいただければと思います。無理に辛口にしていただく必要はありませんけれども、辛口のお話も是非聞かせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、それでは、評議についての全般的な感想をお伺いするということで、順番に私から事件の御紹介をさせていただこうと思います。まず1番と2番の方、実は二人は同じ事件を担当になられたお二方です。事件としましては、男性の被告人が、客として乗車したタクシーの運転手に暴行を加えてけがを負わせ、そのけがが誘因、いわば引き金となってタクシー運転手の被害者の方の持病である心疾患を悪化させて急性心臓死させたということで起訴された傷害致死の事件、それと、この被告人は、バーの店長だったわけですが、バーの従業員と共謀してバーの売上金合計11万円余りを着服したという業務上横領の事件、この二つで起訴された事件でした。業務上横領については争いがなかったわけですが、傷害致死の方に関しては、これはなかなかの難件でして、被害者であるタクシー運転手の負ったけがが何者かの暴行によるものなのかどうか、事件なのか事故なのかという話ですね。それから、何者かの暴行だとした場合に、その暴行によって被害者の死亡という結果が生じたという関係が肯定できるのか、法律上、因果関係と言ったりしますが、これがあるのかどうかという点。それから、更に、仮にこれが事件で、かつ因果関係があったときに、では、被害者に暴行を加えたその犯人は果たして被告人なのかという犯人と被告人との同一性

という、こういう三つの争いがあるって、被告人側は無罪を主張していたという事件であります。職務従事日数としては8日間ということで、土日を挟む形でお務めいただいたということです。まず1番の方から、評議について全体的にどんな御感想をお持ちなのか御紹介いただけますか。

1番

評議につきましては、全く違った職業なので、言葉の意味とか、会話に参加できるかどうかというのが一番不安でした。ですが、評議が始まってから、裁判長、裁判官から一つ一つの意味とかそういうのを教えていただいたので、チームとして自分の意見が言えたかなという感じでした。

司会者

ありがとうございます。2番の方はいかがでしたか。

2番

私も全く無知で、抽選に当たったので参加させていただいたという形で、大丈夫かなと思ったんですけども、1番の方と一緒に、その都度説明していただいて、自分の意見をよく考えて発言できる機会を作っていただいたので、チームとしての話合いがよくできたと思います。

司会者

ありがとうございます。続いて3番の方の事件について御紹介します。この事件は、マンションのエントランスにおいて男性の被告人が、初対面の被害女性に対して無理やり体に触るなどのわいせつ行為をして、その際に加療約3週間のけがを負わせたということで起訴された強制わいせつ致傷という事件でした。被告人側は、被害女性に対して覆いかぶさりながらわいせつ行為に及んだという、被害女性の証言は信用できない、そんなことはないんだという主張で、これも犯罪の成立を争っている事件でした。職務従事日数は5日間でした。3番の方、評議についてどんな感想をお持ちでしょうか。

3番

裁判員をやる前は、もう少し、プロの裁判官の方が構成を完全に何か決めてしまっていて、我々は見ただけなのかなと思っていたんですけども、実際やってみると、評議の内容とといいますか、実際の判断も含めて合議で決めていくようなことをやってたので、そこは想定以上に何かオープンというか、我々にも介在する価値があるようなものを感じました。評議の内容というわけではないんですけども、最初に来たときに一日二日の話だと思っていたんで、まあと思ったんですけど、結果的に2週間ぐらい掛かったんで、そこそこ時間が掛かるもんなんだなというのが、やってみて初めて分かったことではありました。

司会者

他の事件の都合などもあって、日程が若干飛び飛びという感じになったんですかね。

3番

そうです。

司会者

そういうこともあって、実際に働いていただいた日数は5日でしたが、全体として見れば2週間ぐらい掛かったということでしたか。

3番

そうですね。

司会者

ありがとうございました。それでは、続いて4番の方の事件ですけども、これは外国籍の被告人のようですが、氏名不詳者らと共謀して、合計約2500グラムの覚せい剤を衣服の下に隠匿所持して羽田空港に降り立って覚せい剤を密輸入しようとしたという事件です。被告人側は、その起訴された事実、公訴事実を争わず、事件の争点は量刑でした。職務従事日数は5日ということで裁判員をお務めいただきました。4番の方、評議についての御感想

をお聞かせ願えますか。

4 番

裁判員を務める前は、人を裁くという重大なことです。自由闊達な意見というか評議があるとは思っていましたが、実際の評議では裁判官の方が意見を言いやすいような環境を作ってくださいましたが、意見を積極的に言う人と言わない人に分かれてしまって、結果的に言う人の意見を中心にチームとしての意見がまとまった感じがしました。そこはちょっと残念だったかなというのがありました。この評議と、その選ばれた裁判員の中で自分はまだ学生で最年少だったんですけれども、その中でも意見が言いやすい環境はあったかなというふうに思います。

司会者

どうもありがとうございます。それでは、続いて5番の方ですけれども、5番の方の事件は、被告人の男性が、6名の者と共謀して、時価合計約9000万円の20キロの金塊の入ったキャリーバッグを運搬中の会社員2名を襲いまして、キャリーバッグごと奪おうとしたけれども、その会社員2名に取り返されて、強盗自体は未遂に終わりました。けれども、その際会社員2名に全治約7日から約5日間の傷害を負わせたということで、強盗致傷として起訴をされた事件です。この事件についても被告人側は起訴された事実、公訴事実を争わずに、事件の争点は量刑でした。5番の方、どんな感想をお持ちでしょうか。

5 番

裁判員に選ばれたときには、本当に私で務まるのかなと不安になったんですけれども、選任の日に裁判官の方が、何も知識を入れてきたり勉強をしてこなくても大丈夫だからというふうにおっしゃっていただいて、実際、参加する当日も、無知な状態のありのままの自分で臨んでも、その都度、要になるところを説明してくださったりしたので、思ったよりは安心して話合い

に参加できました。私が担当した事件は共犯者が何人かいて、被告人が共犯者の中でどういう役割を果たしてどういう位置付けなのかというところが鍵になってきたんですけど、証人として共犯者の何人かも出てこられて、それぞれの話を聞いていく中で、途中で頭がちょっとごちゃごちゃになってしまったところもあるんですけど、裁判員同士で、あの証人とあの証人で言うこと違うよねだったり、この人の話から言うと被告人はこういう立場なんだろうねというようなことを、休憩時間にも意見の交換をすることができたので、そういう時間も私にとっては量刑を決める上でとても重要な時間になりました。

司会者

どうもありがとうございます。続いて6番の方、実は8番の方と同じ事件を担当されていて、しかも、この事件というのは4番の方の事件の関連事件なんですね。どんな事件かと言いますと、外国籍の被告人が覚せい剤の密輸組織に運搬役の3人を紹介するなどして覚せい剤合計約6キロを密輸入しようとする行為の幫助、手助けをしたこと、そして被告人自身も運搬役となって、氏名不詳者らと共謀して覚せい剤等の規制薬物として交付された物品を密輸入したという事件だったということですね。ですから、4番の方が御担当になった被告人は運搬役の一人だったんですね。6番、8番の方が御担当になった被告人は、4番の方の被告人一人を含む3人を組織に紹介するなどしたという位置付けだったようですけれども、被告人側は、公訴事実自体、起訴された事実自体は争わないで、争点としては量刑のみだったと伺っていますが、まず6番の方、どんな感想をお持ちでしょうか。

6番

まず、この裁判員に当選して、正直、あまり受けたくないなというのが第一印象でした。といいますのは、一つは、私自身が全く法律とかそういう専門知識がない中で、人を裁くための議論をするというのはちょっと違うかな

という、その人の一生が決まるという大変な議論をしていく中で、自分の乏しい知識がちょっと違うかなという感じがしたのと、二つ目は、どういう裁判をするのか、大変怖い裁判に携わって、逆恨みというんですかね、怖い思いをするんじゃないかなという、この二つのイメージがあって、受けたくないというのが正直なところでした。ただし、今回この裁判に立ち会って、一つは、裁判長それから裁判官まで、半ば素人の我々の意見を大変よく尊重していただいて、全て打ち消されるということではなくて、時にはいろいろ勉強させていただいたりとか、常にボードに概要を書きながら、一人一人の意見をきちっと尊重しながら、ただし専門的には法律はこういうふうになってますとか、判例を挙げてくれたりなんかして、非常に分かりやすかったというのが1点。あともう一つは、我々やっぱり裁判長とか裁判官と話をするのは、どうしても緊張しちゃうというのがあって、その緊張を払うのに、よく裁判長自身と一緒に昼、500円の弁当を一緒に食べながら、全くの世間話をしていただいて、時には環境を変えて、この近くの食堂、レストランと一緒に食事をとり、世間話をしながら、我々の緊張感をほぐしてくれたりとか、非常にフレンドリーな形で接していただいて、我々一人一人の意見を非常に尊重しながら議論させていただいたというのが、私にとっては、結果的には大変いい勉強、それからこういう薬物というのは大変問題になってますけども、非常にいい量刑を判断することができたんじゃないかなということでは大変勉強になって、すごく貴重な体験をしたなというふうに思っています。

司会者

ありがとうございます。続いて8番の方。

8番

私も選任を受けてから実際に裁判員としてこちらに足を運ぶようになるまで、日々の生活に追われてる状態だったもんですから、もう本当にとにかく言われた日に席に着くだけというのが正直なところでした。全部終わってか

ら、頂いた書類を全部出してみたところ、リーフレットを頂いてたり、実はきちんとこういう流れで裁判が進んでいくというパンフレットみたいなものも頂いていて、何だ、これを読めば良かったんじゃないというのに後で気付くような状態で、せっかくだから自分が歩んできた道というのを見てみようと思って、まだとってあるんですけども、まだ読めていないというのが本当正直なところですよ。実際の評議に関しては、裁判員に選任された方たちの生き方とか価値観というものが非常に意見として反映されているなというのをすごく感じていて、その中で裁判官の方たちに交通整理をしていただきながら、その事件について話し合いをするときに、どんなところをポイントにしていくのかとか、そういったところは常に軌道修正はしてくださってたのかなというふうなイメージがあります。その中で、私たちが関わることで実は非常に面倒くさいんじゃないかなというふうに私個人も感じていましたし、実際に裁判員の方たちの中にもそういう話をされる方もいらっしゃると思うんですけども、その中で自分たちが何をやるんだらうと、いろんな年齢の方たちが集まって話をしたというのは自分にとっても非常にいい経験になったなと思います。

司会者

ありがとうございます。では、最後になりましたけれども、7番の方の事件ですが、この事件は、被告人が女性で、被告人の夫が別の女性と不倫関係にあったようでして、事件の当日、夫が不倫関係の女性をかばうような言動をとるなどしたことから被告人が怒りを募らせて、持っていた果物ナイフで、夫の不倫相手である被害女性の下腹部を1回突き刺した。ですけれども、加療約1か月間のけがを負わせたにとどまったという殺人未遂、それとその際の果物ナイフの不法携帯、その二つの事実で起訴された事件です。被告人側は殺人未遂に関して、被害女性、夫の不倫相手をけがをさせようとしただけで殺意はなかったという主張をしていた事件のようです。7番の方、感想を

お聞かせください。

7 番

私は、裁判員候補者に選んでいただいたという書類が1年前ぐらいに届きまして、そのときから、ちょっとわくわくするじゃないですけど、どんな感じなんだろうということで、何回も何回もパンフレットを読んではいろいろ考えて、いつになったら声が掛かるのかなと待っていた状況でした。実際に通知が来まして、そこでまた選んでいただいて、実際に裁判員裁判に参加させていただいたんですが、皆さんが言っていたとおり、私のチームもいろんな年齢の方がいらっしゃいましたけれども、裁判官の方をはじめ、アットホームな感じで、いろいろ意見が言いやすかったです。私も知識が全然なかったんですが、私は納得するまでいろいろと聞きたくて、質問をしちゃう方なんですけど、それも皆さんと一緒に聞いてくださって、きちんとお返事いただいたので、きちんとした審理ができたかなと思っています。私は比較的自分から手を挙げて質問したりとか意見を言ったりしますが、やっぱり人によっては指されて意見を言う方もいらっしゃるんです。そのところは裁判官の方が気を遣って、皆さんの話ができるように、意見が聞けるようにしてくださって。私もしゃべりたいし聞きたいしというところがありますので、皆さんの意見もすごく参考になりまして、いろんな考えの方がいて、その方の生きてきた過程とかもお話の中であったりとかして、この人はこうだからこういう考えなんだとか、あんな考えもあるんだということで、本当にとっても勉強になりました。

司会者

どうもありがとうございました。皆さんに全般的な感想を伺ったわけですが、どなたも全体的には、それなりの充実感を感じられるような評議だったというふうな御感想をお持ちということでしょうか。裁判長あるいはその他の裁判官がうまく議論を整理してくれたとか、うまく意見を引き出してくれ

たというような御感想の方が多かったかなという感じがいたします。私も裁判官ですのでそういうお話を聞けるのはうれしくもあるんですけども、逆にどうなんだろう、それでいいんだろうかなと思うところもちょっとなくもなく、そんな問題意識で、もう少し評議の実情についてお伺いしていきたいと思います。例えば7番の方は、私は納得するまで聞きたいタイプとおっしゃっていましたがけれども、7番の方の質問に答えるのは誰だったんですか。

7番

法廷で質問を直接させていただいて、また更にそこでもっと聞きたいことは少し深く聞いたりして、直接的に聞かせていただきました。

司会者

なるほど。7番の方のおっしゃった質問というのは、法廷での尋問とか質問のことをおっしゃったんですか。

7番

あと、もちろん分からない言葉とかそういったものに関しては、裁判長の方が。

司会者

評議のときの話合いの有り様がどんな感じだったのかということなんですけど、例えば裁判官と裁判員の方で、裁判官、裁判員、裁判官、裁判員というような順序の会話なのか、裁判官、裁判員もちろんあるし、裁判員、裁判官もあるし、裁判員、裁判員もあるし、みたいなことだったのか。その辺りはどうだったでしょうか。

7番

全部ありますね。話の内容によって、裁判員の人が話すと、えっ、それは違うんじゃないかとか、裁判員同士で話をしたり、どのパターンもありまして、私も年中手を挙げて質問をしてたんですが、それに乗っかって別の方も意見を言っていたので、もういろんなパターンで、とにかく言いたいことを

みんな言うというような状況だったと思います。

司会者

ありがとうございます。他の方はいかがでしたか。3番の方はいかがですか。

3番

そうですね。どのパターンのコミュニケーションもあったかなと思ってます。パターンには特徴があると思ってて、さっきおっしゃっていただいたとおりで、どう判断したらいいんですかという話は、やっぱりプロの方が答えが明確だし、結構裁判員同士で話してると何か飛躍してるところとか修正する必要があると思うんで、すごくお手数いただいたというか、いろいろと御示唆をいただいたかなと思っております。裁判員同士の会話で有意義だったと思うのは、結局、それじゃ、この事実があったのかなかったのかとか、情報はあるけども、どう判断したらいいんだろうと、そこは結局、法律の一つ前の話で事実があったかなかったかとか、どういうふうに整理したらいいかと、そこは結構何かいろんな意見が聞ける分、裁判員がたくさんいて良かったかなと思っております。そういうところではすごく助けられたことも多かったかなと思います。

司会者

ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。どうぞ、6番の方。

6番

私の場合にも、外国人による薬物の持込みの裁判だったんですけども、冒頭でも申し上げましたように、我々半ば素人の裁判員に対して裁判長が意見を話すチャンスを結構与えてくれるような環境づくりをしてくれたこともありまして、私が質問したりすると、逆に同じ裁判員の方から、いや、それはリーダー格はそうじゃないと言ってましたよねとか、指摘されたりして。裁判長というのは偉いんだろうなと思いますが、裁判長に対しても若い裁判官

が自分の意見をそれはこうだと思いますがときちっとお話しされているのを聞いて、我々にとってはすごくいい雰囲気でも議論できたなという感じがすごく印象に残ってます。

司会者

そうすると、司会を務める裁判官と裁判員の間でも会話があったし、裁判員相互でもやっぱり会話があったという感じですか。

6 番

そうです。

司会者

8 番の方は、その辺りはどんなふうに受け止められましたか。

8 番

お互いのやり取りはあったかなというふうには思います。私がすごく印象的だったのは、司会を務めてくださった裁判長が本当に司会に徹して下さっていて、ほぼ全員の意見が出尽くしたり行き詰まったときに、ようやく裁判官の方にどうですかというふうに話を振っていて、基本的には残り二人の裁判官の方は本当に裏方に徹しているなというイメージがありました。やっぱり意見を言われちゃうと私たち圧倒されちゃうので、ああ、そうなのかなと、自分の中で言いたい意見を軌道修正してしまうと思うんですけども、そういったことがないように極力多くを語らないというふうにして、最終的な部分ではもちろん一人の人として発言されてる御様子はあったと思うんですけども、基本的にはあまりしゃべらない。あとは、どうしても私たちの方は素人で、ついつい自分たちの感想とか意見に徹してしまったりすると、そういうものは裁判長がきちんと軌道修正していましたし、黙ってる方と意見を言う方といろんな方がいらっしゃったので、満遍なく、黙ってらっしゃる方にも意見を必ず振って下さって、一つのことにして何も発言しないで進んでいくということは私たちのグループではなかったもので、必ず全員が

同じ意見でも自分の言葉で話をするというふうな評議の仕方だったと思います。

司会者

4 番の方はいかがですか。

4 番

自分たちのグループは、この三つのパターン全てあったなというふうに思います。その中で印象的だったのが、自分たちの事件は覚せい剤についての結構組織的で複雑な事件で、たくさん事実関係が出てきて分からなくなるところがあったんですけれども、裁判長が多くの実事関係の中で重要な部分を抽出して、それを議論のテーマに設定してくれたおかげで話す方向性というものが決まって、活発な議論になったのはすごく有益だったなと思います。

司会者

1 番の方あるいは 2 番の方はいかがでしたか。

1 番

黙ってる方はいなかったのかなという感じで、一人一人何か意見をお持ちだったし、一人一人がみんなお話をしてたし、雰囲気としては 6 番、7 番、8 番の方と同じかなと。本当に、チームが良かったのか、一人一人が良かったという感じです。

司会者

ありがとうございます。2 番の方はどんな受け止めでしょうか。いやいや、そんなことなかったよというならそれでも構わないですが。

2 番

意見は言えてたと思うんですけど、私はすごいもやもやしてたので、法廷で聞くたびに証言がいろいろで、早く評議室に入ってみんなの意見を聞きたい、みんなどうなのという感じだったです。皆さんも戻ってきて裁判官の方といろいろ話ができ、自分の意見も皆さんの意見もちゃんと聞けたなと思

います。

司会者

確かに、1番、2番の方が経験された事件は、亡くなった被害者のタクシー運転手の奥さん、被害者を解剖した医師、心臓外科医、別の法医学者、被告人と一緒に乗車していたその当時の交際相手と、その交際相手の一時期の交際相手と、証人も多かったですね。ありがとうございます。5番の方はどのような受け止めでしょうか。

5番

私が担当した事件の、まず評議室での様子なんですけど、私個人の性格としては、自分から積極的に意見を述べたりするのは苦手な方なんですけど、7番の方のように積極的に疑問に思ってることとかを話に挙げられたりする方がいて、そういう方がいると分かりやすいといいますか、関連して、そういえばどうなってるんだろうと自分の中でもやもやしてるものが話に出しやすかったりとかしたので、そういう意味では、裁判員に選ばれた6名、補充裁判員2名を入れると8名のバランスが良かったのかなと思います。みんなの意見が出てきやすいような環境ではありましたが、あとは、意外と休憩時間中に裁判員同士で砕けた雰囲気の中で事件のことを話す時間も結構ありまして、その中で話題に上がっていることが実際の評議でその話から始まったりとかもしたので、評議中も休憩中も含めて話しやすい環境ではありました。あと、みんなの発言が行き届くように、その都度、裁判官が振ってくださったりしたので、その点ではありがたかったです。

司会者

ありがとうございます。4番の方は、たくさん話される方とそうでもない方と2グループに分かれたような感じのこともおっしゃっていましたが、そういうふうになった要因みたいなもので何かお感じになったことはありますか。

4 番

全員知らない人たちが集まってるわけなので、意見が言いづらいというのはもちろん分かるんですけど、その中で、自分も本来はそこまで意見を言うタイプではないんですけど、やはり裁判員に選ばれて人を裁くということがどれだけ大切なこととか責任があることかということをも自分は一応理解したつもりで、それならばしっかり意見を言うべきだなというふうに思って自分は意見を言ったので、皆さんそのような気持ちはあったと思うんですけども、それが少しは要因になったのかなとは思いますが。

司会者

そうすると、どの事件の評議も、もちろん司会をする裁判官が満遍なく裁判員の方のお話が伺えるように割り振りもするんですけども、裁判員の方のお話に触発されてとか、何か疑問を呈されたり、意見をおっしゃることによって、別の裁判員の方がその話に乗っかっていくとか、そこはちょっと違ったんじゃないとか、そのような会話もされていたということでお伺いしてよろしいのでしょうかね。分かりました。ありがとうございます。

裁判員同士でも裁判官と裁判員との間でも、多方向というのでしょうか、裁判官も裁判員も裁判員同士もという多方向での会話があったということのようですので、そうしますと、皆さんそれぞれの事件についての一定の見通しみたいなものもお持ちだったのかなとも思いますが、実際のところはどんな感じだったのでしょうか。審理が終わって、これから本格的な評議を始めますという時点で、皆さんの頭の中がどんな感じだったのかというのを教えていただければと思います。例えばですが、何をどんなふうに判断していけばいいのかという明確な考える道筋みたいなものが頭の中にあるとか、いやいや、全然そんな状態じゃないとか、あるいは、自分なりにこの事件については、有罪かどうかでいえば有罪なんだろうな、有罪だとすれば大体このぐらいの量刑になるんじゃないかなみたいな大体の結論の見通しが見えているよ

うな状態だったのか、あるいは、これからみんなと話して頭の中を整理しないともう全然分からないような感じだったのか。皆さんの御記憶を御紹介いただければと思います。では、3番の方、お願いします。

3番

道筋は結構明確になった状態で迎えられたかなと思っていて、なぜかという、やはり審理を見ていく中で、検察官も弁護人も論点として一応見るべきところじゃないですけども、示唆していただいたことがあって、当然のごとくプロの裁判官の方々もこういうところを見ていこうという話をしていたので、そういう意味では何か事前に明確化された上で評議に入っていたかなというふうに思ってます。量刑については正直、始める前までは有罪か無罪かだけを判断するのかなと思ってたんで、あんまり考えてはいなくて、一方で、評議が始まった段階では特にどっちかなとも逆に思わないようにしてて、そこはあえて何か決めずにいたはいたんですけども、決め方についてはすごく明確に理解ができたかなと思います。

司会者

ありがとうございます。そうすると、3番の方は、審理を通してどこが問題で、法廷で見聞きした証拠からすれば大体こういうことになるんじゃないかなという感じで評議がスタートしたと、こういうイメージですか。

3番

はい。

司会者

ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。どうぞ、お願いします。5番の方ですね。

5番

私が担当した事件も割と見通しが立ちやすかったです。というのも、共犯者が何人かいる事件で、他の被告人はもう既に裁判を終えられてる方も多か

ったので、実際、被告人の役割として誰よりも上で誰よりも下だよねというところで、量刑の幅がある程度絞りやすい状態での裁判だったので、見通しは立ちやすかったです。裁判員ならではのちょっとぶっ飛んだ意見もあったりして、それはそれで面白かったんですけど、見通しは立ちやすい事件の内容、あと、他の共犯者が何人かいる中で被告人の裁判の順番からいっても見通しは立ちやすかったです。

司会者

ありがとうございました。5番の方の事件は、先ほども御紹介しましたが、被告人を含めると7人が一緒になった、7人グループの事件ということで、そのグループの中での被告人の果たした役割の重さというか、立ち位置というか、そこが一番問題だったんですね。

5番

はい。

司会者

そうすると、共犯者Aよりはちょっと被告人が下かな、共犯者Bよりはちょっと上かなといった感じで割と位置付けがしやすかったというのと、あと共犯者は何人か、確かに判決を見ると既にもう事件が終わっている共犯者が何人かいるというような状況だったんですか。

5番

はい。

司会者

ありがとうございます。他の方はいかがですか。どうぞ、7番の方。

7番

私の案件は、内容的には複雑ではない代わりに結果が出しづらい事件だったかなと思っていて、みんな頭を悩ませました。というのは、殺意があったかなかったかが問題になったんですが、私たちは、その殺意というものが気

持ちの問題かと思ったんですが、行為の部分も含まれるというか、殺意というものが、そのときたまたまその気持ちだけで刺したのかということじゃないと、殺意に関して御説明いただきました。そうすると、この事件というのは、どっちだろうみたいな感じになって、結局は本人の証言とか周りの方の証言とか、あと、刺した部分も、対応した医師も証言していただいたんですけども、傷の深さとかそういったところも、殺意というところで審理される部分でしたので、みんながすごく頭を悩ませました。結果的にも殺意はなかった、その次に、有罪か無罪かというところでも、感情とかその方の立ち位置とかそういったこともみんな考えると、何回も行ったり来たりしながらの事件でしたので、みんな結果が本当にこれで良かったのかなという複雑な気持ちで、本当に私も最後まで悩ましい事件だったと思います。

司会者

先ほど御紹介したように、争点としては殺意があったかなかったかという、ある意味では単純な話ではあるんですけども、殺意というものが、いわゆる日常用語的な意味での殺意とは少し違うこともあるので、そこで議論が随分されたという感じですか。そうしますと、公判廷の審理が終わって、さあこれから評議しましょうという段階では、ちょっとまだどうなんだろうという感じでしたか。

7番

はい。

司会者

そのどうなんだろうというのは、どんなふうを考えていけばいいんだろうというのもちょっとよく分からないという感じでしたか。

7番

内容は明白で、みんな内容は理解してるんです。もともと単純な内容が複雑化してるわけではないので、登場してる方の関係性とかもすごく分かりや

すいんですが、結局そこに至るとみんな、ああ、どうしようということ
で、やっぱりこうだね、でも、やっぱりこうだ、ああ、それもこうだ
よね、あれもこのときはこうだねということで、何しろ終わらない、
一つのことが非常に長くて、決めがたく。

司会者

分かりました。ありがとうございます。冒頭になかなかの難件で御苦
労があったんじゃないかというふうにも御紹介しましたがけれども、
1番、2番の方はいかがでしたか。審理が終わって、有罪かどうか、
仮に有罪なら量刑はどうでしょうか、さあ本格的にこれから評議
を始めますよという段階で、大体こんなふうな裏付けからこんな
ふうな結論になるのかなというような見通しみたいなものがあ
ったかどうか。どうぞ、1番の方、お願いします。

1番

1日目の法廷に入ったときですかね。入ったときにも、情が移り
そうになってしまって、本当に重い空気の中始まったので、やっ
ぱり一日家に持って帰りましたよね。気持ちを整理するために。で、
2日目にお医者さんの話があって、その時点で我々裁判員は写真
が見られない。写真をちゃんと見て、ちゃんと話もしたいとい
う気持ちもあったんですが、お医者さん方の話してることだけ
で我々は推理していくという形だったので、ここまではまだ何
も予想が付かない感じでしたね。ずっとそうでしたね。ふわふわ
、ふわふわしてました。

司会者

ありがとうございます。2番の方、いかがですか。

2番

私も毎日頭から煙が出そうなくらいもやもやして、お医者さん
のお話がそれぞれ全く違うというのは、その写真も見られない
素人の私たちはどう判断したらいいのか。あとは、証言が、ド
ラマで見るような、最後にストーリー

一がこうでしたというのがない、本当に何もなくて、私はここでは白か黒かはっきりするだろうなというふうに思っていたんですけど、白か黒ではないと聞いたときはすごくショックで、黒かそうではないかだと聞いたときに、こんなもやもやしてることを裁判官の方たちはいつもやってる御苦勞をすごく感じました。なので、評議に移るときは、もう本当に先が見えないというか、どうなっちゃうのかなというふうに思って、最後までみんなで出した結果ではありましたが、ちょっともやもやとした感じで終わりました。

司会者

ありがとうございます。6番、8番の方にお伺いしたいんですけども、6番、8番の方は争点としては量刑だけでしたが、公判の審理が終わって、さあ評議ですという時点で、大体結論はこんな感じかなというような見通しが立っていたのかどうか。

6番

私が今回の事件で難しいなと感じたのは、社会人が自らそういう運び屋みたいな事件を起こしたというので、二十歳過ぎの若者が、いわゆる募集か何かを見て、それで日本に運び込めたらこれだけの報酬がもらえますよという、そういう気持ちで友達にも声を掛けてやったということ。普通の40代、50代の成人が最初から悪いことをしようと思ってやったことと、二十歳過ぎの若者が黒幕にうまく利用されてやらされたということを、どういうふうに量刑で判断するのかというのが、かなり難しいなと感じました。ただ、おかげさまで、法廷のときもそうですけれども、検察側、弁護側のパワーポイントとかですね、あとは終わった後には資料とか、そういうものが非常に充実していたと思うので、私自身は結構頭を整理することができたかなと。それに加えて、裁判長を中心に裁判官の方が、評議室でボードにイラストを描いて、ポイントを示しながら説明をしてくれましたし、一般的には判例としてはこれがありますけどもということで、また裁判官と我々裁判員が話し合

えました。一人一人が量刑をどうするかということを考える上で、資料関係に助けられました。

司会者

8番の方はどんな感じでしたか。

8番

量刑だけだったんですけれども、弁護人が提示した量刑と検察官が提示した量刑では実はそんなに大差がなくて、5年と6年の違いというような感じだったので、逆にすごく悩まされる場所があったかなと。20年と30年とか10年と30年というのであれば、もう少しいろんなものを配慮して、どうだろうと探れたと思うんですけど、この1年の差をそれぞれで主張してる内容とてんびんに掛けたときに、そんなに考えなきゃいけないのかなという感じで。そこは逆に皆さん頭を悩ませて、私も含めて、じゃ、どこを中心点に持ってくるんだらうというところで、悩んだなというふうにも思います。

司会者

手元にある資料では、検察官の求刑が懲役6年、罰金200万円で、弁護人の科刑意見が懲役5年及び相当額の罰金となっているので、確かに、おっしゃる趣旨は分かりました。ありがとうございます。4番の方はどうですか。

4番

審理をする前に裁判長から審理のどこに着目するのかというのを言ってもらえたので、考える方向性というのはあったかなと思います。審理での質問で、被告人への質問と、あと6番と8番の方の被告人への尋問もあったんですけど、両方とも、質問しても分かりませんということが多くて、私たち裁判員としてはどう量刑を決めていいのかなというところが疑問でしたね。一つ思ったのは、検察官と弁護人の論告や弁論の資料で、検察官の方は懲役と罰金を裁判員が自分で書く欄があるんですけど、弁護人のものにはなくて、

書かされると検察官の求める量刑というのが正しいのかなと思っちゃうところがあつたのが気掛かりだなと思いました。

司会者

4番の方の事件では、弁護人の方は具体的な科刑意見、何年ぐらいがいいと思うというようなことはおっしゃらなかったんですか。

4番

はい。

司会者

ありがとうございます。皆さんに公判審理が終わって、評議に移る段階でどんなふうな頭の中の状態だったんでしょうということをお伺いして、ある程度、自分なりの結論や方向性のようなものが見えていた、あるいは考える道筋みたいなものは大体分かっていたとおっしゃる方と、いや、これからいろいろ頭の中を整理しなきゃいけないという状態だったとおっしゃる方がいらっしやいました。ここで評議から公判の方に時計を巻き戻していただいて、公判のこういうところが良かった、よく分かったというか、こういうような審理だったので大体の結論が何となく見えたとか、考える道筋が分かった、あるいは逆に、公判のどこが悪かったというのはなかなか明確に特定できないかもしれませんが、こんな審理だったから評議に入る段階では自分の意見が見通せないような状況だったとか、公判での審理が終わった段階でそういう状態だった原因みたいなものについて、お心当たりのところがあれば、お聞かせいただければと思います。3番の方から御発言があつたかと思いますが、もうちょっと敷衍してお伺いできますか。

3番

検察官から御説明いただく内容と、あとは弁護人から御説明いただく内容は、基本的に、こういうところが論点ですという前提で皆さんお話しいただいていたので、何が論点になり得るかというのを認識する上ではすごく分かり

やすかったと思ってます。一方で、少し改善というか変えた方がいいかなと思ったところは、説明だと思いきや、客観的ではない、人の人生を左右するような判断をするから慎重にとかと言いながらも、例えば御自身の寄せたい方の意見をまぶしていらっしゃるとか。客観的事実と感情に訴えるところが混ざっていると、裁判員サイドから見ると多分混乱する人もいるのかなと思っていて、あれはあえてやってらっしゃると理解をした上でなんですけれども、やめた方がむしろフェアなのかなというふうに思っていました。

司会者

事件そのものとしてもそんなに複雑だったというわけではないんですか。

3番

そうですね。

司会者

そういうこともあるし、検察官、弁護士双方の審理の初めの冒頭陳述で、考えなきゃいけないポイントというのが示されたので比較の見通しやすかったということでしょうか。

3番

はい。

司会者

ありがとうございます。分かりました。それともう一つ大変貴重な御意見を言っていただいたということですね。他の方はいかがですか。5番の方も比較の見通しやすい状況だったとおっしゃいましたが。

5番

冒頭陳述のときに、ある程度、ここがポイントですよと、共犯者の中でどういう役割を果たしたのかが大事になってきますという説明があったので分かりやすかったです。ただ、最初の公訴事実の中には被告人の名前が出てこなかったんです。実行犯だったわけじゃないので名前は出てこなくて、実際

何をした人なのかが全く分からなかったんですけど、その後の冒頭陳述で、実行犯を手配したという役割が明確に分かって、それからは見るポイントを押さえて証人の話を聞くことができました。ただ、やっぱり共犯関係の中で先輩後輩関係とかがあって、後輩の証人は被告人から強くやれと言われたという話をする一方で、被告人はそんな無理強いをすることは言ってないというような、若干食い違う部分も出てきたので、どちらが言っていることが正しいんだろうというところで頭を悩ますことになりました。

司会者

ありがとうございます。そうすると、5番の方もやはり検察官、弁護士双方の冒頭陳述が理解しやすかった、やっぱりそこが大事だったかなという御感想でしょうか。7番の方は、検察官、弁護士双方の冒頭陳述はどんなふうにお聞きになりましたか。

7番

まず、検察側から、A3判の1枚に全ての内容が、感情はなく事件のことが淡々と書かれていて、弁護士からのパワーポイントでも、順番に、その方がそうなるまでの日々の気持ちとか、行動とか、そういったものが一個一個あったので結構時間が掛かったんですね。弁護士の方は、そこに至るまでの気持ちはこうだった、このときはこうだったみたいなもので、それが長かったと思う方もいるかもしれないんですが、私はこれを読むことによってすごく分かりやすかったので、事件の内容とすると、検察官からの資料がすごく分かりやすくて、また、その後の弁護人のパワーポイントもすごく分かりやすかったです。ただ、その分、リアルに聞いてしまうと感情移入しちゃうというか、より被告人の方の気持ちになってしまうので、いいか悪いかなんですけども。私的にはすごく良かったと思います。ただ、医師の方の証言で、実際に手術に立ち会った方に来ていただいて、傷口の深さとかの話になったときに、すごく説明しづらそうだったんですね。どうしてもこういう場で写

真が出せないということで、絵に描いたり、体の内部のいろんな図面が出ていたんですけど、結局これは何なんだろうみたいな感じで、私たちも話し合いましたが、結局、医師が言いたかったことを、私たちが理解しようとしてもしづらかったです。ただ、多分ああいう場では出せないんですよね。そういうリアルなものというのは。

司会者

出せないというか、出さないということにしたんでしょうね。

7番

ただ、ああいうものがないと、私たち裁判員は何でも見たいというメンバーが多くて、凶器のナイフも評議室に用意してくださって、多分見るのがつらい方もいるのでということで、ものすごく部屋の端っこの方に、見たい方はどうぞみたいに置いていたんですけど、続々とみんな歩いて行って、私たち全員で見に行ったんで、結局回しましょうということになって、回して見たぐらいでした。やっぱりリアルに知りたいことが知れなくて、見たくないという方はもちろんいらっしゃるんですが、すごくそこがもどかしくて、あれも写真が出てれば医師も話しやすかったし、私たちもここまでこうなんだみたいなことが分かったんだろうなと、すごくその部分でもどかしさとか、ただ、どうしても裁判という場でも公表できるものは限られてしまうので仕方ないものかと思うことがありました。

司会者

7番の方の事件では、証人として二人の医師から話を聞かれていますね。

7番

はい。

司会者

これは執刀医と法医学者だったんですね。

7番

そうです。

司会者

医師の話では十分理解しづらかったと。

7 番

ちょっと複雑というか、絵も見て分かったんですけど、ちょっと難しかったんですね。

司会者

そうすると、7 番の方の御意見としては、証拠調べの中身が理解しづらかったというのがあったと。

7 番

十分に用意していただいたんですけど、やっぱり写真と絵だけというとなかなか難しいところがあるなど。

司会者

そうですか。いや、それはひょっとしたら準備不足かもしれませんね。

7 番

あっ、いやいや。

司会者

1 番，2 番の方はどうですか。

1 番

7 番の方がおっしゃってたように、写真が見たかったですね。

司会者

医師の説明は、ちょっとすっと入ってこなかったと。

1 番

いや、3 人もいらっしゃって、3 人とも違うもので。二人は似たようなことを言って、一人は違うことを言うので、実際の写真があったら、我々もちゃんと意見が言えたかなと。

司会者

なるほど。2番の方はどうですか。

2番

見せないようにしてくださってたんですが、ちょうど私の位置からは、ペラペラっと資料がよく見えたんで。御遺体の写真だったりとか。

司会者

御遺体の写真ですし、解剖している写真もきっとあったでしょうね。そこはやはり専門的な話で、かつ複数の人がちょっと違うことを言ったりすると、分かりづらいということがあるんですかね。4番の方はどうですか。

4番

審理で直接被告人とかに質問できたので、充実した審理だったかなと思いますけど、被告人やその関係者が外国人だったので通訳を介してだったんです。本当はいけないと思うんですけど、結構人って話してる言葉の声色とかで、反省してるかとかしてないかというのを判断する材料にすると思うんですけど、やはり通訳の言葉で、反省を本当にしてるかしてないかを判断することになるので、そこは難しかったかなというふうに思います。

司会者

検察官、弁護人の冒頭陳述とか論告、弁論とかで、何かお感じになったことはありますか。

4番

検察官や弁護人の説明は結構資料とかもありましたし、詳しい説明だったり、目の前に資料などが出てきたので、比較的分かりやすかったかなと思います。

司会者

ありがとうございます。6番、8番の方はどうだったでしょうか。

6番

二つありまして、一つは、いわゆる運び屋というんですか、捕まった仲間は足とかに薬物を巻き付けてる写真が公開されたんですけれども、リーダー的な存在の方は、たまたま税関を通っちゃったんです。ただし、マレーシアを出国する前に、関係者に体のいろんなところに薬物を巻き付けられたということは記憶にあるけれども、どこに何があったかも分からないし、そうじゃないかも分からない。新宿のあるところでそれを渡しちゃったんで詳しくは分からないという、ここを想像するしかないんですけど、それに対して判決、量刑を下すというのが、なかなか難しいものだなというのが一つです。二つ目は、4番の方が言われたように、通訳が入りますから、若干時差というか、通訳をする人の感情も伝わってきたような、伝わらなかったように感じる部分もありますし、あとはちょっと余計なんですけども、録音されている法廷の通訳のやり取りというのは、後で中国語の堪能な方にきちっとチェックされているのかなと。通訳によっては知識にももちろん差はありますけれども、100パーセント通訳されてないところもあってもおかしくないかなと思っています。

司会者

そういう心配をお感じになられたということですか。

6番

はい。

司会者

ありがとうございます。8番の方はどうでしょうか。

8番

4番の方、6番の方がおっしゃったみたいに、通訳を通じてということだったので、弁護人の被告人に対する質問も1時間あって、集中力を途切れさせないようにして聞くというのは結構しんどかったなと思いました。初日に冒頭陳述、証拠調べという形でばばばと始まって、初日に来てわずか2

時間で、いわゆる証拠となるものが検察側からと弁護側から出されていく中で、まだ自分自身が緊張して法廷の上の席に着いてとかしてるところで、これ一つ一つが全部この後の評議に関わることなんだなと思ったら、一言一句結構まめにメモを取りたいなと思いました。全然その場で準備をしていなかったもので、ありとあらゆる紙に書きなぐるみたいな形になってしまって、本来であればそういうやり取りをしてるときの被告人の顔だったり、やり取りというのをもうちょっと観察してみたかったですけど、実際には全然観察する間もなく、その言葉を拾うことで精いっぱいという状況で始まってしまいました。唯一私たちが被告人と被告人の母親に対する質問というところでやり取りができるといったときに、もう本当に時間がタイトな状態だったので、何かせっかくだから直接聞き取りした方がいいだろうなという内容があったんですけど、とにかく聞くことで精いっぱい、メモることで精いっばいだったので、何を聞いたら一番効率がいいんだろうということが浮かばないままやっぱり過ぎてしまって、後で評議になったときに、これ聞けば良かったじゃんとか、これ聞いとけばもう少し全体像が見やすくなったのにとか、弁護人が主張してたような情状酌量の部分というものが想像しやすかったのになど後で後悔することがすごく多かったです。そこら辺は見通しが私自身もすごく甘かったんだろうなというところもあるんですけども、すごくそれは残念でした。

司会者

ちょっと極端な言い方ですけど、あれよあれよと手続が進んでしまったということなんですね。

8番

はい。

司会者

4番の方の事件のときは、6番、8番の方の被告人の証人尋問をしている

んですね。

4 番

そうです。

司会者

これは、4 番の被告人をいわば引き込んだ人物ということで証人尋問がされたんですか。

4 番

はい。

司会者

この証人尋問はどうでしたか。直接事件に引き込んだ人の話を聞いたということは、判断に何か影響ありましたか。

4 番

6 番の方と 8 番の方が裁かれた方の証人尋問で、この方が一番分からないという言葉を出発して、評議に影響したかというところちょっと疑問符が付くかなと思います。

司会者

そうですか。ありがとうございます。そうすると、今、ひとわりお伺いして論告、弁論に関して言及された方はいらっしゃらなかったんですが、検察官、弁護人の論告、弁論に関して、何かお感じになったことがおありの方がいらっしゃれば御発言いただけませんかでしょうか。

3 番

やっぱり長くなると分かりづらくなりますね。

司会者

そうですね。3 番の方の事件で手元にある資料を見ると、検察官の論告は A 3 判 1 枚と A 4 判 1 枚。

3 番

すごく分かりやすかったです。

司会者

なるほど。他方、弁護人の弁論として手元にある資料としては、読み上げ
的なものがあるって、これはかなりの枚数で18ページ。端的に言うと弁論が
長過ぎるという感じですか。

3番

長いです。読めばいいものだったら読むだけでよくて、改めて説明する必
要ないのかなと思いながら聞いてました。

司会者

ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。5番の方はどうです
か。

5番

弁論ですか。

司会者

論告、弁論ですね。まとめのプレゼンテーションになるかと思imasuので。

5番

そうですねえ。

司会者

あまり印象に残ってないですか。もしそうならそう言っていただいて。

5番

そうですね。弁護人と検察官で事実関係がはっきりしてるんで。すいませ
ん。

司会者

いや、ありがとうございます。印象として出てこないところが大事なのか
もしれませんね。事実としてはそんなに検察官、弁護人で争いはなくて、そ
の事実をどう評価するかというところが主たる問題というふうな御認識だっ

たんでしょうか。

5 番

はい，そうです。

司会者

ありがとうございます。1 番，2 番の方はどうですか。論告と弁論について何かお感じになったことはありますか。

1 番

論告は，細かくて分かりやすかったです。弁論は，弁護人が一人でやられてて，検察官は3人いらっしやって，もしかしたら弁護人がもう一人いたら，もっと効率よくできたのかなという感じがしました。

司会者

1 番の方，2 番の方の事件は，私選の弁護人だったでしょうか。2 番の方は何かお感じになったことはありますか。

2 番

変な言い方ですが，かわいそうというか，弁護人は一人で資料を探しながらお話とかされてて，大丈夫かなと思いました。検察官の方は役割をちゃんと決めてらして，次はこの方，この方というふうにお話しされていて，資料もちゃんとまとまっていて分かりやすかったんですけど，弁護人は大変そうでした。

司会者

ありがとうございます。どうぞ，8 番の方。

8 番

非常に分かりやすい資料を双方とも作ってくださったんで，整理はすごくしやすかったかなと思いました。ただ，弁護人が主張してる内容としては，生活費に困っていて，生活が非常に苦しくてということを中心に主張してるんだろうなというのは，話を聞いている中である程度頭の中で整理ができま

した。考慮すべき事情があつて、強く非難はできないんじゃないかということを書いてらっしゃったんです。ただ、そうなったときに、この事件は日本で起きた内容ではなかったの、海外の生活水準がどういった状況なのかとか、そもそも生活費に幾らぐらいがあればこんな犯罪に手を染めずに済んだのかみたいのところになってくると、そもそも文化とか社会背景みたいのところの理解から始まらないと私たちとしても評議ができなかったんですね。ただ、その説明をほとんど双方ともしてくださらなかったというか、何となくは出てきてはいたんですけど、実際の質問で、じゃ、幾らあれば生活が楽でしたかという質問を出したのは私たちの方で、その部分には一切触れずに話が進んでいくというのは、矛盾点というか、何かここまで言ってるんだらそういうところまで明らかにしてくれればいいのになと思いました。

司会者

言葉は悪いですが、通り一遍の主張だったという感じですか。

8番

いや、そうは捉えなかったですけど。ただ、推してる内容がそこだけだけに、その背景的なものまで説明して下さると、もうちょっと身近なものとして私たちも捉えやすかったのかなと思っていて、そこはすごく大きく配慮していただけると、もう少し話合いとか理解がその場で割としやすかったですし、さっき私が残念だったなと思った、実際にその被告人とか母親に何を質問すれば良かったのかとか、その辺がもう少し浮かびやすかったのかなと思います。

司会者

ありがとうございます。7番の方はどうでしょうか。

7番

私、先ほど論告、弁論のことをお話ししたんです。

司会者

ああ、そうですか。

7 番

検察官の方は1枚で事件のことが書いてあって、多分そのことを最初にお伝えしちゃったという感じなんです。

司会者

分かりました。御出席の検察官，弁護士の方で何か御質問はありますか。

宮地検察官

1 番の方と2 番の方にお伺いしたいんですけども、専門家の医師が出てきて3人証言したということなんですけど、例えば検察官の質問の仕方をこうしてくれたらもっと分かりやすかったとか、分かりにくい言葉が出てきたときに、その専門用語の説明をもう少しこういうふうにしてくれれば良かったとか、何かこうすればもっと分かりやすいものになったのにと御意見はないでしょうか。もし教えていただけたら、それを今後の参考にしようと思うんですが。

1 番

検察側ではなくて、医師たちの話してる意見、内容が二人と一人で分かれたので、その内容に対してどうなんだろうねというのがあって。検察官に対しては特にそういうものはないです。

宮地検察官

そうすると、違う意見を言う医師たちが出てくると、やっぱり判断に迷ってしまうということなんですか。

1 番

そうですね。

宮地検察官

3 番の方にお尋ねしたいのですが、3 番の方の担当なさった事件は執行猶予が付いてますけれども、保護観察については何か裁判官から御説明があり

ましたか。

3 番

はい、ありました。保護観察とはという話とか、どういう事例だったら付くことが多いかとかは説明を受けました。

宮地検察官

実際、保護観察になるとこういうことをやるんですよという、その中身についても説明はありましたか。

3 番

はい。

宮地検察官

ありがとうございました。

牧野弁護士

弁護士の牧野といいます。最初に、写真は1番、2番の方、7番の方から本当は写真を見たかったという話があったんで、それについて質問します。これはいわゆる刺激的な証拠ということで、裁判員の心理的負担を軽減するために、裁判所の方もできるだけ負担が重いような写真は見せないように、必要が高くなければ見せないようにするという方針をとってることもあって出さないようなんですが、一方で、本当の証拠を見ないと適正な審理ができないんじゃないかという意見もあって、議論の中では、残酷な証拠、刺激的な証拠を示す場合には、選任手続でこの事件ではちょっと残酷な証拠を示しますよと告げて、それに耐えられない人は辞退してもいいという手続を踏んだ上で、オーケーした人に残酷な写真が必要な場合は見せるというものです。1番、2番、7番の方は、必要性はどうもあったかのように思えるんですが、今のようにちょっと残酷な証拠を示しますよという手続を踏んで、それで嫌な人は降りてもらって、それでもいいという形でやるという手続もあるんですが、それについては1番、2番、7番の方はどちらがよろしいですか。選

べる方がいいかどうか。

7 番

選びたいです。

1 番

選びたいです。

2 番

選びたいです。

牧野弁護士

7 番の方に質問なんですが、7 番の方は非常にいいことをおっしゃってて、簡単は簡単なんだけど、判断がとても難しかったということで、確かにナイフで刺した態様とかは明らかだし、動機も非常に怒ってたというのは明らかで、だから非常に単純なんだけど、なぜ判断が難しかったのかについてちょっと立ち入って聞きます。殺意って内心のもんですよね。人を殺す意思なんて人が分かるのかという意見もあると思うんですが、今の裁判所では、人を死亡させる具体的な危険な行為がまずあったかという客観面と、それと分かって知っていてやったかというふうに分断して、それぞれを分析的に捉えて判断するという仕組みになってるんです。素朴な意味の殺意をそういうふうに分断することに素直に入っていたかどうかは1点と、それからもう1点が、今、事実関係は単純なんだけど、判断するとなると非常に迷ったというのは、今二つに分けた場合の、人を死亡させる具体的な危険な行為かどうか難しかったのか、あるいは、危険な行為だということは分かったけども、それと知っていたかという内心の認識が難しかったのか、あるいは両方とも難しかったのか、評議の秘密に触れない程度でお答えいただければと思います。

7 番

御本人が殺意はなかったですと最初の人にすごく言ってたんですね。で

も、ナイフを持って刺したんだから殺意はあったであろうとか突発的なものなのか、恨んでというか、ずっと思っていたのかとか、刺した度合いとか、その回数とかそういったものの背景も考えたりして、いずれにしても難しかったですね。

牧野弁護士

素朴な殺意というだけで御理解されて、じゃ、いろんな状況から判断するというふうな、やっぱりこの二つに分けて分析的にするという仕組みは、それはそれで分かりやすかったですか。

7番

殺意があったかなかったか。

牧野弁護士

判断を、行為自体が人を死亡させる具体的危険があったかどうかを判断して、そういう行為だろうと知っていたかという二つに分けて議論する仕組みになってるんですが、そういう仕組みというのは、殺意の認定として抵抗はなく分かりやすかったですか。

7番

抵抗は全くなく、説明とか内容とか、こういうものは殺意があるとかという説明は非常にみんな分かってるんですがということですよね。

牧野弁護士

なるほど。その適用が難しかったと。

7番

結局その判断が難しかった。内容は各自が理解はしていたんだと思います。ただ、そこに感情とかいろんなものが入ってくると、なかなか殺意をどう考えるかがちょっと難しかったです。

牧野弁護士

とっさというような問題もあるから、それが意識できてたかどうか、全く

分からないで刺したかどうかという点も難しいし、刺し方が1回でどれくらい深いかがはっきりしないし、そこで写真を見たかったんでしょが、両方も難しかったということですかね。

7番

そうですね。

牧野弁護士

当てはめが。

7番

はい。

牧野弁護士

ありがとうございました。

司会者

写真を証拠として調べるのかどうか、これはまずは我々法律家の方でよくよくその必要性を吟味しなければいけない問題だろうと思います。

それでは、最後に、今後の裁判員裁判や法曹について、何でも結構ですので、こういうところはもうちょっとこんなふう考えたらいんじゃないかとか、この辺はもう少し工夫したらいいんじゃないかというような御意見があれば伺いたいんですが、いかがでしょうか。どうぞ、1番の方。

1番

裁判員はランダムで選ばれると説明がありましたけど、今回私が携わった事件は、非常に家からも近いし職場からもすごく近くて、先ほど6番の方が言ってた逆恨みがあるんじゃないかという感じで、一番最初の法廷に立ったときは、誰か知ってる方はいないかなとずっと見てたんですけど、結果いらっしやらなかったんで良かったんですけど、もしいらっしやったら何か嫌だなと思いました。なので、ランダムに決めるのではなくて、事件とちょっと離れたところとか、その辺をちょっと配慮してもらいたいなと思いました。

司会者

他はいかがでしょうか。

3 番

冒頭に申し上げたこととかぶるんですけど、最初2週間と聞いたときに結構長いなと思ったのは正直な感想であったんですけど、やってみると確かに2週間必要なんだなというのは理解できたんですが、最近の世の中の働き方改革ということを考えたときに中小企業で働いてる人とかって、例えば5日間とか6日間空けてくれと言われても、その段階でどうしても仕事を抜けられないなと思う人って結構多いのかなと思います。この経験はいろんな人にしてほしいなと個人的には思っているんですけども、そう思うと、例えば関与する度合いを区切ってあげた方が逆に参加しやすくなるのかなとか、事前に何か情報を共有できるものがあれば、守秘義務は当然難しいところがあるとは思いますが、何かそういう仕組みを使って評議ないしは審理のところをもう少し短縮化することができるのであればした方がいいのかなとか、そんなことを思っていました。

司会者

ありがとうございます。

7 番

私は会社員でしたので、選ばれた人は次の日から2週間程度来るということは分かってたんで、仕事の引継ぎを、いたら自分がやるんですけど、いなかったらやってくださいということでみんなに仕事を振って、早く終わったときはちょっと戻ったりとかもしてたんで、私も全然参加できたんですが、一緒に裁判員に選ばれた方の中で、その方は自営業だったらしくて、選ばれて次の日から裁判が始まったので、そのときにもう少し猶予が欲しかったと。お客様に話すのに、実はこの時期からはあれですよと言えればいいんですけど、選ばれるか選ばれないか分からなくて、翌日の仕事のことを決められな

かったのがすごくつらかったと話していました。私は仕事が調節できましたが、自営業の方はお客様との兼ね合いで、いるかいないか、できるかできないか分からないものに対しての話というのはしづらくて、難しいかもしれないんですけど、決まってから1週間後とかにできれば良かったみたいなことをおっしゃってましたので、この場を借りてお話しさせていただきました。

司会者

この辺で報道機関からの質問に入りたいと思います。どうぞ。

甲社A記者

甲社から質問させていただきます。よろしくお願ひします。近年、辞退率が上昇していると言われていゝ中で、今回皆さんが参加されるに当たって、この辺がもうちょっとこうなっていればより参加しやすいとお感じになつていゝところなどがあればお聞かせ願ひたいと思います。

1 番

参加人数が少ないんですか。

司会者

一般的に言つと、裁判員候補者に選ばれてもお仕事や御家庭の都合などで辞退を申し出る方の率が少しずつ上がつてきているということが事実としてあります。ですので、我々としてももちろんそれでいいと思つてるわけではないので、もう少し参加しやすいような環境を作るとか、先ほど3番の方から審理日程を短くすればもっと参加しやすくなるんじゃないかという御示唆がありましたけれども、そういった点で何か工夫点、改善点など、何かお考ゑのことがあれば、お聞かせいただければということです。

1 番

ごめんなさい。ないです。

2 番

私は主婦でパートなんですけど、7番の方がおっしゃられたように仕事の

都合をシフトで出さなきゃいけないので、来れるか来れないかその日にならないと分からないですというのはやっぱりちょっと難しくて、選任する日がこの日で、決まってからどれぐらい後から始まりますみたいな形だと見通しがつくので、仕事の都合とかで辞退される方は少なくなるのかなと思います。あとは、皆さん経験して良かったという話をしてる中で言うのもあれなんですけど、私の携わった事件が終わった後に死刑の報道があって、もし死刑の判断をしなきゃいけないような事件だったりしたら、経験して良かったと思えるかどうかちょっと不安だなというふうに思いました。そういう事件が裁判員裁判になるのかどうかちょっと分からないんですけど、そういうのはなるべくないですみたいな、経験して良かったという声が上がってて、後からメンタルヘルスサポートとかそういうのを頂いたんですけど、そういう心配がないよというのが分かれば、ちょっとは参加してもいいかなという人が増えるんじゃないかなというふうに思いました。

司会者

ありがとうございます。3番の方、何か他にありますか。

3番

仕事をしてる人だとやっぱりなかなか日中抜けるというのは難しいんで、例えばですけど、夕方から始めたりすることがあってもいいのかもしれないと思います。であれば、仕事をする人はやりやすくなるのかなと思います。あともう一つ、今お話しいただいたとおりで、心理的負担に感じるような事件とか人もいらっしゃるんで、さっき関与の度合いを少し変えるという話がありましたけども、例えばやったかやってないかだけをみんなで判断しましょうとか、有罪か無罪かだけ考えましょうとして、その後はプロの方に引き取っていただくみたいな事件のあり方とかもあってもいいのかなと思います。

司会者

アメリカの陪審というのはそんなシステムのようなですね。州によって量刑

までやる陪審もあるみたいですけども。ありがとうございます。4番の方はいかがですか。

4番

自分たちのグループは若い人が比較的多くて、自由業の方がいました。でも、やっぱり大切な仕事を抱えてる方とかは参加できてないのかなと思います。辞退率が高いことについては、裁判員制度の発足時は結構盛り上がってたんですけど、今はほとんど話題に上がらない気がします。始まって久しくなると思うので、裁判員制度の改善の変遷とかをホームページとかそれ以外でも発信するべきかなと思います。

司会者

ありがとうございます。もうちょっと広報に力を入れなさいという御示唆ですね。

甲社A記者

今の内容とも少し関連するんですが、皆さんが実際に参加されている中で、お仕事とか家庭生活とかで負担とか不便を感じられるような場面があったかということと、それを改善するというのに関連するんですが、職場の制度とか家事の負担の部分で何かそれを軽減できるようなものがあるかお考えをお聞かせいただければと思います。

5番

私が裁判員に選ばれたということを職場の上司に連絡したときに、上司は、せっかく選ばれたんだから参加してきなよというふうにおっしゃってくださって、快く送り出してくださったんですよ。それは今、人数を削られてぎりぎりの人数でやっている中で、私は平社員で、まだそこまで年齢もいってなくて、責任がそれほど大きくないポジションだったから行けたというものもあると思います。あと、私が参加した審理は計4日間という割と短い期間だったので、仕事の都合は付けやすかったです。さっき3番の方がおっしゃって

いたように、4日間というような短い期間であれば参加できるよという方もいると思うので、何日までの審理であれば参加できるというような要望とか、アンケートをとるとか、そういう枠を作ると、参加してもいいよという方がちょっと増えるのかなと思います。あと、私の会社では私が第1号だったんですけど、特別有休という有休の日数を消化せずに休みを取らせてもらえたので、そういう理解のある会社が増えるといいなと思います。

司会者

6番の方はいかがでしょうか。

6番

私の場合は定年を迎えまして時間にも余裕があつて、選ばれたのですから是非受けてみようということ。ただ、ありがたかったのは、私、去年の11月にも当たったんですね。定年を迎えた後に、学生の頃に勉強できなかったことを1年間勉強しようということで、ある大学で勉強してましたら、去年の11月に裁判所から連絡があったんですが、そのときは、辞退する理由を書いてお送りしまして分かりましたと快く了承していただいたものですから、しばらく忘れかけていましたら、今回また連絡がありまして。そういうふうに辞退の理由がきちっとしてるときに、そういうふうに考慮していただけるというのはすごくありがたいことだなと思いました。二つ目が、抽選なんですけれども、事件の内容にかかわらず本当に無作為の抽選で選ばれるということですが、自分も力になりたいよという人、たくさん世の中にはいらっしゃるんじゃないかと思います。是非この機会に優先的にそのような人が選ばれるような仕組みを考えていただいても良いのかと思います。最後に、今回、私たちが担当した事件は、いわゆるマレーシアからの運び屋なんですけれども、これが例えば控訴した場合には、また携わった裁判員が駆り出されるのかなと、そのことも気に掛けながら今日を迎えました。

7番

私の職場では結構裁判員候補者に選ばれた人がいるんですが、裁判員を受けたのは私が初めてで、私も全社で初めて、同じような特別有休ということで消化させていただいたんですが。私の職場は、私もそうなんですけど、みんな選ばれたくて、何で選ばれないんだろう、どうしたら選ばれるんですかというふうにみんなが言うぐらい、すごくやりたいという人ばかりなんです。誰も彼もなんです。みんな私が終わると聞きたい聞きたいということで、事件のことはもちろん話さないんですが、雰囲気とかそういったものは話していいということでしたのでいろいろと話して、飲みに行ったときもその話で盛り上がる感じなんです。すごくやりたいという意見の方も非常に多いので、選ばれたいという方を推薦していただくというのも一つの手かなと思います。陰に隠れてしまってますが、興味を持ってる方はたくさんいらっしゃいますので。

8 番

私も職場の理解はあった方だったんで、私の場合は公民権行使という名前が付いて、やはり有休を消化せずにお休みがいただけました。あと、先ほどお話を聞いててびっくりしてますけど、私たちの場合は選任が水曜日で翌週の月曜日から審理が開始という形で、少し時間があつたので、裁判によって違うんだと今日初めて知ったんですけれども、割と時間に余裕があつたので、気持ちの準備はできたかなというふうには思います。ただ、やっぱり今回の日数自体はそんなに多くなかったですし、時間も朝はゆっくりで夕方は5時までという状況ではあつたんですけども、子供が一人いるもんですから、実家から母を呼び寄せて、実家の母にお願いする形をとらざるを得ないというところが正直ありました。主人にお願いしても、主人の方もなかなか、嫁がいないのでという理由では早く上がって帰るといのはとても無理な話なので、実家の母に子供のことはお願いするというふうにせざるを得なかったというのがあります。あと、裁判所のある霞が関に来るまでに1時間程度掛か

るので、帰る時間が5時を過ぎれば気になりますし、今日もこうやって暗くなれば気になりますし、そういうところは常にありながら、朝もラッシュがかなりきつかったなというのは正直あって、ふだん通勤があまりない状態からいうと、通勤のラッシュにもまれてここまで来るまでにすごく疲弊して到着したということもあります。来るまでの間に頭の中で整理しようと思っていたら、一度違う駅で降りてしまって、しばらく歩いて、あっ、霞が関じゃないと思ってもう1回乗り直して霞が関に着いて遅刻したということもあったので、通勤、ここまで通うということもある程度考えてやらないと、引き受けるということはずごく難しいんだろうなと思います。

司会者

ありがとうございました。よろしいですか。

甲社A記者

はい、ありがとうございます。

司会者

皆さんお忙しい中お集まりいただき、貴重な御意見、御感想をいただき、本当にありがとうございました。改めてお礼を申し上げます。では、本日は以上で終わりにしたいと思います。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

以 上